

議案第58号

総社市公共下水道条例の一部改正について

総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年8月25日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事を円滑に実施するため、他の市町村長の指定を受けた者が当該工事を行うことができるよう、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市公共下水道条例の一部を改正する条例

総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事（軽微な工事を除く。<u>以下同じ。</u>）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、当該他の市町村長の指定を受けた者が当該工事を行うことができる。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備の新設等の工事（軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。